

賛助金制度内規

第1条 本連盟規約第21条に基づき本会の事業活動を円滑に運営するための財源として活用する。

第2条 (目的)

1. 本連盟は、熊谷市の卓球会を代表して、埼玉県卓球協会、(公財)熊谷市スポーツ協会の参加とされている方の、当該賛助金の支払い、同会議、その他活動時の補助費。(活動費)
2. 役員の連盟会議、その他活動時の補助。
3. 予選を通過し、県代表として公式大会へ出場する時の派遣補助費(活動費)

第3条 (支払い基準)

- | | |
|---------------------------------|--------|
| 1. 市外への公務出張(連盟の代表として)の場合 | 1,000円 |
| 2. 市内での公務活動(連盟の代表として)の場合 | 500円 |
| 3. 公式本大会(日卓協公認で県予選を通過して)に出場する場合 | 3,000円 |

第4条 (募集金額及び対象者)

一口 1,000円とし、趣旨に賛同された会員及び本会を応援して下さる方。

第5条 この内規にない事項については、すべて連盟規約に準じ、理事会においてこれを決定する。

第6条 この内規は、平成3年6月22日より、これを施行する。